

「農福連携」の取組が増えていきます！

農福連携とは？

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。近年、茨城県においても取組が急増するなど、注目を集めています！

茨城県共同受発注センターを通じた農福連携に関する受注金額と受注件数



こんな作業をお願いできます



最初は苦戦した袋詰め作業も、徐々に慣れ、スピードは当初の3倍にまでアップしました！さらに、新たに希望する作業を自ら提案するなど、積極的に取り組んでくれて大助かり！！

こんなメリットがあります！

- 農作業等の働き手が確保できる
- 防除や除草にかかる農薬などの経費の削減にもつながる
- 繁忙期に多くの働き手を確保できるなど、需要に合わせてフレキシブルに対応できる など・・・

障害者に合わせた作業の見直しやマニュアル化することで、結果的に作業効率が上がったという声も多数！



農福連携に取り組んでいる農家さんによると・・・

● 障害者に合わせた作業方法で業務効率が向上

- ・ お願いする作業の中には、障害者の方が対応できないことが多くありました。
- ・ そこで、障害者の方に合わせた作業方法を新たに考案したところ、健常者である当社従業員にとっても効率が良くなり、大幅に作業効率が上がり、農福連携をやってよかったと思っています！



有限会社 照沼農園
代表取締役
照沼 洋平さん

● 成功のカギは・・・

① 見守ること

- ・ 健常者と同様、障害者の方が安定した作業を実施できるようになるまでには時間がかかるため、習得できるまで待つことが大切です。

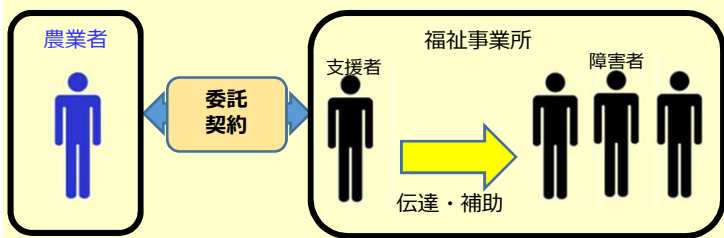
② コミュニケーションをとること

- ・ 障害者の方だけでなく、福祉事業所の生活支援員（職員）とのコミュニケーションが重要です。
- ・ 何が悪かったか、どうすればより良くなるのかをコミュニケーションを取って話し合うことで、作業内容などを改善しています。

作業を頼むには主に2つのパターンがあります

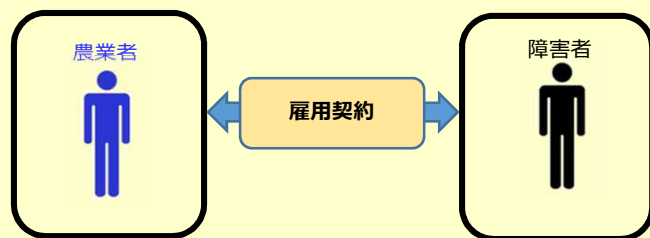
①作業を福祉事業所に委託

- 農業者と福祉事業所が委託契約を結び、作業を障害者及び支援者が行います。
- 賃金でなく、成果報酬として「工賃」を支払います。



②農業者による障害者雇用

- 農業者が障害者を雇用し、農作業を実施します。
- 雇用契約に基づく就労であるため、最低賃金を保障する必要があります。

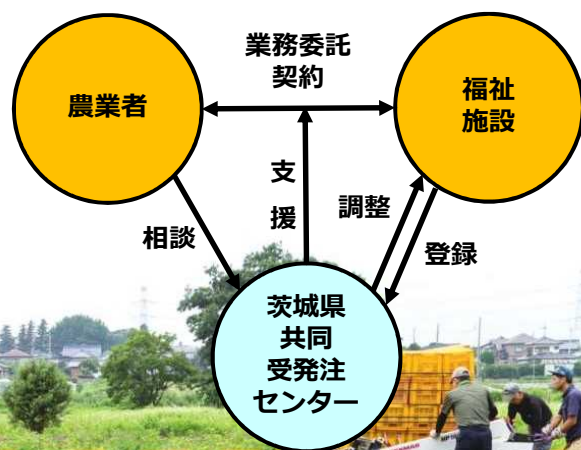
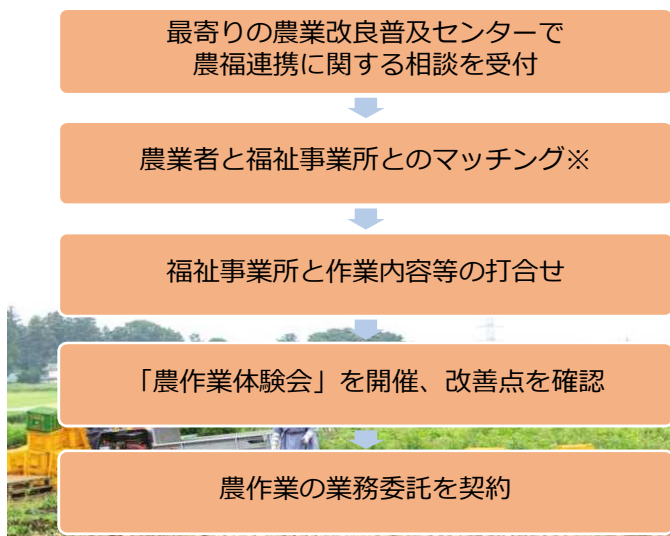


農福連携の取組について、興味がありましたら・・・

- まずは、**最寄りの農林事務所**（農業改良普及センター）等へお問い合わせください。
- ご希望を踏まえ、補助事業の紹介や福祉事業所とのマッチングなどを支援いたします。



<農福連携までの流れ>



※「茨城県共同受発注センター」が、農業者と福祉事業所とのマッチングを支援します。

お問合せ先

- 農林事務所（農業改良普及センター）
 - 県北農林事務所経営・普及部門 TEL：0294-80-3341
 - 県央農林事務所経営・普及部門 TEL：029-227-1521
 - 鹿行農林事務所経営・普及部門 TEL：0291-33-6193
 - 県南農林事務所経営・普及部門 TEL：029-822-8517
 - つくば地域農業改良普及センター TEL：029-836-1109
 - 県西農林事務所経営・普及部門 TEL：0296-24-9206
 - 坂東地域農業改良普及センター TEL：0297-34-2134
- 常陸大宮地域農業改良普及センター TEL：0295-53-0116
- 笠間地域農業改良普及センター TEL：0296-72-0701
- 行方地域農業改良普及センター TEL：0299-72-0256
- 稲敷地域農業改良普及センター TEL：029-892-2934
- 結城地域農業改良普及センター TEL：0296-48-0184
- 茨城県庁 農林水産部農地局農村計画課 TEL:029-301-4155
- 福祉部障害福祉課 TEL：029-301-3357